

第4章 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る 対象区域等の指定

■第7条（日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定）関係

第7条 法第56条の2第1項の規定により指定する、法別表第4（い）欄の区域、同表（ろ）欄の4の項の建築物、同表（は）欄の2の項及び3の項の平均地盤面からの高さ並びに同表（に）欄の号は、次の表に掲げるとおりとする。

法別表第4（い）欄の区域	法別表第4（ろ）欄の4の項の建築物	法別表第4（は）欄の2の項及び3の項の平均地盤面からの高さ	法別表第4（に）欄の号
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域			(1)
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域		4メートル	(2)
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域		4メートル	(2)
用途地域の指定のない区域	イ		(1)

【趣旨】

本条は、法第56条の2第1項に基づき、日影規制の区域、制限を受ける建築物、測定面の平均地盤面からの高さ及び規制値について指定したものである。

【解説】

1. 「日影に関する制限」について

法別表第4における本条の規制内容は、次のとおりです。

■表2：日影に関する制限

規制の対象となる地域	規制を受ける建築物	日影測定面	日影規制の範囲及び時間	
			10m以内	10m超え
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	4m	5時間	3時間
用途地域の指定のない区域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	3時間	2時間

日影図作成上の緯度（35° 30'）・経度（139° 25'）